

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、第1項第2号の規定にかかわらず、同居親族等があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) 〔同左〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>4・5 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。